

## 離島対策事業協力実施細則 (2019年度(平成31年度))

### (目的)

第1条 この細則は、離島対策事業協力実施要項（以下「協力要項」という。）第19条第1項の規定に基づき、協力要項を円滑に運用するために必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第2条 この細則で使用する用語の定義は、この細則に特に定めるほかは、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）及び協力要項に定めるところによるものとする。

2 この細則において「海上輸送費用」とは、海上輸送に要する費用をいう。

### (海上輸送費用の額)

第3条 特定の離島に関する離島廃棄物ごとの1台当たりの海上輸送費用の額は、当該離島に係る離島市町村等が当該離島について応募申請書に記載した予定している離島廃棄物ごとの1台当たりの海上輸送費用の額及びその算出根拠を、必要に応じて当該市町村へ内容の確認、調査及び補足データの提供依頼を実施した上で本委員会が吟味し、決定する。

### (助成単価の決定)

第4条 協力要項第5条第3項の規定により本委員会が決定する助成単価は、協力内定案件に関して前条の規定により本委員会が決定した当該協力内定案件に係る離島廃棄物ごとの1台当たりの海上輸送費用の額に、特定の率（以下「助成率」という。）を乗じた額（10円未満は、切り上げるものとする。）とする。

2 助成率は、すべての協力内定案件について一律とし、次に規定する方法により本委員会が算定する。

- ① 離島廃棄物ごとの1台当たりの海上輸送費用の額を当該離島廃棄物の助成単価と仮定（このときの助成率は100%）し、協力内定案件について協用に要する費用の見込み額をすべて合計した額（以下「A額」という。）を算定する。

- ② A額が、基本方針第2条第1項に規定する離島対策事業協力のための予算として基本方針第12条の規定により配分された額（以下「B額」という。）以下である場合の助成率は100%とする。
- ③ A額がB額を上回る場合は、当該協力年度の協力を要する費用の見込み総額がB額を上回らない範囲内で助成率を変更する。